

令和3年度 中小企業施策

第204回国会(常会)提出

令和3年度において講じようとする中小企業施策

第1章	新型コロナウイルス感染症対策	682
第1節	事業継続の後押し.....	682
第2節	事業再構築の後押し.....	682
第3節	事業承継・引継ぎ・再生等の支援.....	682
第4節	投資促進・販路開拓支援.....	683
第5節	経営環境の整備.....	684
第2章	事業承継・引継ぎ・再生等の支援	684
第1節	事業承継・引継ぎ支援.....	684
第2節	事業再生支援.....	686
第3節	創業支援.....	686
第3章	生産性向上による成長促進	688
第1節	生産性向上・技術力の強化.....	688
第2節	DX化の促進.....	690
第3節	人材・雇用対策.....	691
第4節	地域資源の活用.....	693
第5節	その他の地域活性化施策.....	695
第6節	海外展開支援.....	696
第7節	販路開拓支援.....	699
第4章	経営の下支え、事業環境の整備	699
第1節	取引条件の改善.....	699
第2節	官公需対策.....	700
第3節	資金繰り支援.....	701
第4節	経営改善支援、再生支援の強化.....	702
第5節	小規模事業者の持続的発展支援.....	702
第6節	経営安定対策.....	703
第7節	財務基盤の強化.....	703
第8節	人権啓発の推進.....	704
第9節	経営支援体制の強化.....	704



第5章	災害からの復旧・復興、強靱化	704
第1節	資金繰り支援	705
第2節	二重債務問題対策	705
第3節	工場等の復旧への支援.....	706
第4節	防災・減災対策	706
第5節	その他の対策	707
第6章	業種別・分野別施策	709
第1節	中小農林水産関連企業対策	709
第2節	中小運輸業対策	711
第3節	中小建設・不動産業対策	711
第4節	生活衛生関係営業対策	712
第7章	その他の中小企業施策	713
第1節	環境・エネルギー対策	713
第2節	知的財産活動の促進	714
第3節	標準化の推進.....	717
第4節	調査・広報の推進.....	717

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、また、今後変更される場合もあることに注意されたい。



第1章 新型コロナウイルス感染症対策

第1節 事業継続の後押し

1. 民間金融機関を通じた資金繰り支援(信用保証制度)

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、危機関連保証やセーフティネット保証4号等を引き続き実施する。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的に伴走型で支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図る保証制度等を実施する。

2. 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【財政投融资】

新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナ対策資本金劣後ローン」等を引き続き実施する。

また、特に業況が悪化している中小企業・小規模事業者を対象に、中小企業基盤整備機構を通じて、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付金利を当初3年間実質無利子化する措置を引き続き実施する。

3. 中小企業再生支援協議会【R3年度当初予算：95.0億円の内数/R2年度3次補正予算：30.0億円】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、窓口相談や既往債務にかかる最長1年間の元金返済猶予要請や、新規融資を含めた関係金融機関との調整も含めた資金繰り計画の策定支援(新型コロナ特例リスクスケジュール支援)を行う。

4. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金【R2年度予備費：2,490億円、R2年度補正予算流用額：2,890億円】

2021年1月に発出された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上げが50%以上減少した中小企業・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付する。

第2節 事業再構築の後押し

1. 中小企業等事業再構築促進事業【R2年度3次補正予算：11,485.3億円】

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。

第3節 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

1. 事業承継・引継ぎ推進事業【R2年度3次補正予算：56.6億円】

事業承継・引継ぎ補助金によって、事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組、事業引継ぎ時の専門家活用等を支援する(なお、補助率は2/3)。

また、実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらの習得に必要な後継者教育の型を明らかにするとともに、事業引継ぎ支援センターの体制を整備する。

2. (再掲) 中小企業再生支援協議会【R3年度当初予算：95.0億円の内数／R2年度3次補正予算：30.0億円】

3. 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、(独)中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや、広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用の促進に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響により高まる中小企業の再生支援のニーズに万全を期す。

4. 中小企業経営力強化支援ファンド

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した地域の核となる中小企業の倒産・廃業を防ぐため、官民ファンドによる出資やハンズオンでの経営支援等により、経営力の強化とその後の成長を支援する。

第4節 投資促進・販路開拓支援

1. 中小企業生産性革命推進事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更等に対応するため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたり中小企業の生産性向上を継続的に支援する。

具体的には、設備導入、IT導入、販路開拓等への支援を一体的かつ機動的に実施するとともに、先進事例を収集し、各種支援策とともに幅広く情報発信を行う。加えて、制度変更にかかる相談対応や国内外の事業拡大等にかかる専門家支援等のハンズオン支援を行う。

2. 中小企業生産性革命推進事業(特別枠)【R2年度3次補正予算：2,300億円の内数】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを踏まえ、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のウィズコロナ・ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させるべく「低感染リスク型ビジネス枠」を創設する。

3. サプライチェーン対策のための国内投資促進事業【R2年度3次補正予算：2,108億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とし、設備の導入等を支援する。

4. 海外サプライチェーン多元化支援事業【R2年度3次補正予算：116.7億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材等の日本企業による海外生産拠点の多元化や高度化に向けた設備導入の支援を実施する。

第5節 経営環境の整備

1. Go To 商店街事業【令和2年度第3次補正予算：30.0億】

感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作など、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなるような取組を支援する。

2. 申告・納付期限の延長【税制】

緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図るため、2020年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について2021年4月15日まで延長することとしている。

3. 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症対応特例）【R3年度当初予算：45.6億円の内数】

両立支援等助成金の育児休業等支援コースにおいては、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た事業主に対して支給する。

また、両立支援等助成金の介護離職防止支援コースにおいては、新型コロナウイルス感染症への対応として、法定の介護休業と別に家族の介護が必要な労働者のための有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて周知し当該休暇を取得させた中小企業事業主に対して支給する。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援【R3年度当初予算：9.3億円】

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対する助成を行う。

第2章 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

第1節 事業承継・引継ぎ支援

1. 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業（事業承継総合支援事業）【R3年度当初予算：95.0億円の内数】

今年度よりM&A等の事業引継ぎ支援を行う「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行う「事業承継ネットワーク」を統合し、「事業承継・引継ぎ支援センター」として、中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎ促進のため、事業承継診断に基づく支援ニーズの掘り起こしや、事業承継計画の策定、譲渡・譲受事業者間のマッチング等の支援をワンストップで行う。

また、事業承継時の経営者保証解除に向けて、「経営者保証に関するガイドライン」の充足状況の確認に加え、専門家による事業者の財務内容の強化等の磨き上げ、金融機関との目線合わせの支援等を実施する。

2. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制【税制】

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①準備金の積立 ②設備投資減税 ③雇用確保を促す税制 を認める措置を講じる。

3. 個人版事業承継税制【税制】

平成31年度税制改正において、「個人版事業承継税制」を創設し、2019年からの5年以内に個人事業承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、事業用資産に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。

4. 法人版事業承継税制【税制】

平成30年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018年からの5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例措置を講じる。

5. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減する。

6. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には事業承継税制以外の支援策も盛り込まれている。民法特例においては相続人間の一定の合意により、遺留分に伴う相続紛争を防止する。金融支援においては事業承継に伴う各種資金ニーズに対応するための措置が講じられている。

7. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。

8. 事業承継・世代交代集中支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）【R3年度当初予算：16.2億円】

事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓などの新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用等を支援する（なお、補助率は1/2）。

9. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。引き続き、制度への加入促進と共済金等の支給を着実に実施する。

10. 事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策【R3年度当初予算：95.0億円の内数】

事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、事業承継時の経営者保証解除の支援パッケージを公表（2019年5月31日）。また、事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設（2020年4月1日）。経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨上げ支援やガイドライン準則状況の確認等を引き続き実施する。

第2節 事業再生支援

1. (再掲) 中小企業再生支援協議会【R3年度当初予算：95.0億円の内数／R2年度3次補正予算：30.0億円】
2. (再掲) 中小企業再生ファンド

第3節 創業支援

1. 新事業創出支援事業【財政投融資】

中小企業基盤整備機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。

2. 新創業融資制度【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や新規開業して税務申告を2期終えていない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施する。

3. 女性、若者/シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、新規開業しようとする者又は、新規開業しておおむね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。

4. 再挑戦資金(再チャレンジ支援融資)【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新たに開業する者又は開業後おおむね7年以内の者で、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。

5. エンジェル税制【税制】

創業間もないベンチャー企業への個人による資金供給を促進するため、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図る。

6. 地域における創業支援体制の構築【税制】

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の特例、税制(登録免許税半減)等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行う。

7. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行う。

8. 起業家教育事業（学びと社会の連携促進事業）【R3年度当初予算：13.1億円の内数】

将来の起業家を育成するため、高等学校等による起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図る。

9. 創業支援貸付利率特例制度【財政投融资】

新規開業しようとする者又は新規開業後税務申告を2期終えていない者への貸付利率を引き下げ、創業前・後の円滑な資金調達を支援し、創業しやすい環境の創出や創業機運の醸成を図る。

10. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施する。

11. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内又は4/5以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）、新事業展開等により成長を目指す中小企業や、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の悪化を背景とし、事業の承継や事業の再編、再構築を通じて、経営基盤の強化や事業の立て直しに取り組む中小企業への投資機会の拡大を図る。

12. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。

13. グローバル・スタートアップ・エコシステム強化事業【R3年度当初予算：11.3億円】

新たな価値を生むプレーヤー等を創出するエコシステムを構築するため、J-Startup企業等のスタートアップに対し、国内外展開やものづくりの量産・事業化等を支援。

また、関係機関と協力した海外進出支援や、政府調達における優遇等を実施するとともに、海外のベンチャーキャピタルやアクセラレーターのノウハウを取り入れる等、我が国における自律的なエコシステムの構築を後押しする。

14. わたしの起業応援団

2020年12月に設立した「わたしの起業応援団」を通じ、女性起業家の支援事例や支援手法・関係省庁の施策情報の共有、女性起業家支援者の連携強化等により、女性起業家の事業環境の向上や支援体制、支援内容の充実を図り、起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進していく。また、支援者の育成のための研修等も実施する。

15. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【R3年度予算：7.0億円の内数】

産学官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる初期投

資費用（ハード整備）について、地方公共団体が助成する経費の一部に対し、交付金として交付する。

16. 中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）【R3年度当初予算：0.1億円】

40歳以上の中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、40歳以上の中高年齢者が起業を行い、事業運営のための従業員を雇い入れる際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成するとともに、起業後一定期間経過後に生産性向上が図れた場合に上乗せの助成金を別途支給する。

第3章 生産性向上による成長促進

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【R3年度当初予算：109億円】

中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う革新的な研究開発等に関する取組やIT利活用等による新しいサービスモデルの開発等を支援する。

2. 生産性革命のための固定資産税の減免措置

市区町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において市区町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を講じる。

3. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「一般型」に、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）を適用する（大企業は2%～14%）とともに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率の割増措置等を引き続き講じる。さらに、令和3年度税制改正において、試験研究費の増加割合が一定の割合を超える場合の特例についてその割合を8%から9.4%に見直すとともに、売上げが基準年度と比べ2%以上減少しているにもかかわらず、試験研究費を増加させる場合には税額控除の上限を5%引き上げる措置を講じる等の見直しを行うこととされた。

4. 中小企業技術革新新制度（SBIR制度）に基づく支援

SBIR制度について中小企業等経営強化法から科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律へ根拠規定を移管したことにより、イノベーション政策として省庁横断の取組を強化するとともに、これまでの特定補助金等を指定補助金等、特定新技術補助金等に改める。指定補助金等ではスタートアップ企業等によるイノベーションの促進に向けて、公募・執行に関する各省庁統一的な運用や、段階的に選抜しながらの連続的支援を実施する。また、新産業の創出につながる新技術開発のための特定新技術補助金等を指定、支出の目標額等の方針の策定により、国の研究開発予算のスタートアップ企業等への提供拡大及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、指定補助金等及び特定新技術補助金等の採択企業の技術力をPRするデー

データベースや日本政策金融公庫による特別利率による融資等の事業化支援措置をスタートアップ企業等に周知し、利用促進を図る。

5. ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【R3年度当初予算：10.4億円】

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援する。

6. 中小企業等経営強化法

特定事業者等が、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された企業に対し、税制面や中小企業者に対する日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じる。また、経営力向上計画の電子申請を普及する。

7. 所得拡大促進税制【税制】

雇用増や賃金引上げにより所得拡大を図る中小企業等を支援するため、税制の適用要件を一部見直した上で、措置期限を令和2年度末から令和4年度末まで2年間延長する。具体的には、①雇用者給与等支給額を前年度より1.5%以上増加させた場合には、雇用者給与等支給額の増加額の15%の税額控除、さらに、②雇用者給与等支給額を前年度より2.5%以上増加させ、かつ、人材投資や生産性向上に取り組む場合には、雇用者給与等支給額の増加額の25%の税額控除ができることとする。

8. 産業競争力強化法の一部を改正する等の法律案（中小企業政策関連部分）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を第204回国会に提出しており、中小企業の足腰の強化が柱の一つとなっている。まず、規模拡大に資する支援策について、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群を支援対象に含める措置を盛り込んでいる。あわせて、計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援の追加や、所在不明株主からの株式買取等の手続の期間短縮を盛り込んでいる。さらに、事業活動に不可欠な経営基盤を整備するため、中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化の促進や、下請中小企業振興法における対象取引類型の拡大、中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度の創設等の措置を盛り込んでいる。

9. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置を講じる。令和3年度税制改正において、新たな類型として経営資源集約化設備を追加した上で、適用期限を2年延長することとされた。

10. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組

産総研の技術シーズと中小企業等のニーズを橋渡しするコーディネータにより、適切な専門家を紹介し自社だけでは研究できないテーマについては、受託研究や共同研究などを実施する。

11. 医工連携イノベーション推進事業【R3年度当初予算：20.8億円】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として伴走コンサルを実施する。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、2021年度は開発・事業化事業において30件程度の医療機器実用化を支援する。

第2節 DX化の促進

1. 中小企業支援のDX【R2年度3次補正予算：9.9億円】

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の皆様が行う様々な行政手続を、2023年度までに原則、すべて電子申請できることを目指し、手続の見直しやシステムの導入を進めている。

電子申請で提出された情報は、アクセス権を適切に設定した上で民間ビジネスなどにも広く自由に使えるようにする。併せて「中小企業向け総合支援サイト ミラサポ plus」などの国のシステムと民間のシステムを多数つないでいく。

これらによって、例えば、事業者が日頃使っている会計ソフトからボタン一つで補助金申請ができるなど、事務処理が簡単・便利になるほか、民間に開放された様々なデータを活用することで、有望な投資先が見つけられるようになったり、中小企業を支援する民間サービスが積極的に生まれるなど、民間ビジネスが活性化する環境を創り出す。

同時に、事業者の皆様が、経営支援の専門家や民間サービス提供者とつながり、お悩み相談ができたり、新しいビジネスパートナーを見つけられるコミュニティを、オンライン上に新しく作る。

このオンラインコミュニティを通じて、中小企業が従来の系列取引にとらわれない、新しい業種や業界、規模の企業と出会い、様々なヒントを得ることや、新たなサービスやビジネスを生み出していくことを目指し、中小企業の「DX」をも実現していく。

2. IT活用促進資金【財政投融资】

日本政策金融公庫による融資を引き続き実施し、2021年度からは、テレワークの導入等を行う事業者や情報処理の促進に関する法律第31条の規定に基づく認定を受けている者等に対して、低利の融資を新たに実施する。

3. 共創型サービスIT連携支援事業【R3年度当初予算：5.0億円】

既存の複数のITツールを連携・組み合わせたシステムを中小サービス業等が導入する際にかかる費用を支援する。また、その際、ITベンダーと中小サービス業等が共同でITツールの機能改善を進め、当該ツールの汎用化による業種内・他地域への普及を目指す取組を支援する。

4. 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業【R3年度当初予算：2.0億円】

産業界が一丸となった中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ強化の取組支援や、地域に根付いたセキュリティ・コミュニティの形成・取組拡大に向けた支援を実施する。

5. AI人材連携による中小企業課題解決促進事業【R3年度当初予算：5.5億円】

①実際の現場の課題を媒介に中小企業がAI人材とマッチングし協働で課題を解決していくこと、②類似の課題に対して、本事業で解決した事例を活用できる環境を整備することにより、中小企業とAI人材の連携を進め、中小企業の生産性改善を目指す。

6. 地域未来デジタル・人材投資促進事業（地域企業デジタル経営強化支援事業）【R3年度当初予算：11.7億円の内数】

地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者が、規模成長に向けて取り組む、システムを活用した経営管理体制の強化のための課題整理、計画策定及びシステム導入を支援する。

また、デジタル経営の普及啓発に向けた優良事例の調査、広報事業を実施する。

7. 地域未来デジタル・人材投資促進事業（地域産業デジタル化支援事業）【R3年度当初予算：11.7億円の内数】

地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開を支援する。

また、地域での新事業実証の環境整備として、経産省HPで公開中の公設試験研究機関の保有機器等の検索システムを更新するとともに、地域未来牽引企業の経営状況の調査等を実施する。

第3節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保等支援事業【R3年度当初予算：10.5億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、その経営課題に応じ、地域内外の女性・若者・シニア等の多様な人材から、必要な人材を確保できるよう、企業の魅力発信やマッチングの促進等を実施する。また、中核人材確保のため、地域の経営支援機関等による経営課題の明確化・人材ニーズの掘り起こし等の支援ノウハウの向上や、ネットワークづくりの取組等の支援を行う。

2. 中小企業大学校における人材育成事業

全国に9か所ある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施する。また、地域中小企業等からのアクセス改善に向けた「サテライト・ゼミ」等の実施や、豊富なメニューをそろえたウェブ活用型研修「WEBee Campus」、ケースメソッド型の高度実践プログラムを行う。

3. （再掲）所得拡大促進税制【税制】

4. サプライヤー応援隊事業【R3年度当初予算：10.5億円の内数】

民間団体等が、中小企業・小規模事業者の次世代自動車への対応等を支援する人材（サプライヤー応援隊）を育成し、派遣する事業に対して、必要経費の1/2を補助し、自動車産業の底上げを図る。

5. 人材確保等促進税制【税制】

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた企業の経営改革の実現のため、新卒・中途採用による人材の確保や人材育成への投資の促進を図る。具体的には、新規雇用者（新卒・中途）の給与等支給額が前年度より2%以上増えた企業に対し、新規雇用者の給与等支給額の15%を法人税等から控除する措置を講じる。加えて、教育訓練費が前年度より20%以上増えた企業に対しては、控除率を5%上乗せし、新規雇用者の給与等支給額の20%を法人税等から控除する措置を講じる。

6. 地域未来デジタル・人材投資促進事業（戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業）【R3年度当初予算：11.7億円の内数】

都市部の若者人材の採用に向けて、採用活動の支援事業者や地方自治体と一体となって、採用戦略の策定、多様な求人ツールの活用、リモート面接等に一気に通貫で取り組む地方の中小・中堅企業を支援する実証事業を行い、創出される先進事例の横展開を図る。

7. 労働者の雇用維持対策【R3年度当初予算：6,240億円】

景気の変動等に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給するとともに、不正受給防止対策にも積極的に取り組み、本助成金のより一層の適正な支給に努める。

8. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【R3年度当初予算：50.1億円】

人材確保等支援助成金においては、中小企業事業主が、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組むことを目的としてテレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則等の作成・変更等を実施し、テレワークの適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に助成を行う「テレワークコース」を創設する。

9. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【R3年度当初予算：17.5億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給する。

10. 中途採用等支援助成金（UIJターンコース）【R3年度当初予算：1.7億円】

東京一極集中の是正を図るとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材確保を図るため、地方公共団体が地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用活動に要した経費の一部を助成する。

11. 地域活性化雇用創造プロジェクト【R2年度3次補正予算：11.0億円／R3年度当初予算：102.7億円】

地域における安定した良質な雇用機会の確保に向けた取組を推進するため、都道府県が産業政策と一体となって実施する正社員雇用機会の確保に向けた取組に対して支援を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生するため、都道府県が産業政策と一体となって実施する事業主の業種転換や多角化による雇用の場の確保、求職者のキャリアチェンジを伴う再就職等を促進する取組に対して支援を実施する。

12. 成長分野等への人材移動の促進【R3年度当初予算：34.8億円】

労働移動支援助成金（再就職支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する再就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して助成する。

また、再就職援助計画対象者等を早期に雇い入れた事業主に対して労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）を支給し、当該労働者に対して訓練を実施した事業主に対しては更に追加の助成を行う。2021年度においては当面の間、優遇助成（生産性指標等により一定の成長性が認められる

企業が、事業再編等を行う企業等から離職した者を雇い入れた場合の助成) について、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業主が雇い入れた場合に、助成額の加算を行う。

加えて、中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース)により、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大させた事業主に対する助成を行う。

1.3. 人材確保対策推進事業【R3年度当初予算：45.0億円】

「人材確保対策コーナー」の拡充等を行い、人材不足分野におけるマッチング支援の強化を図る。

1.4. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【R3年度当初予算：5.2億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(昭和45年法律第98号)に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

1.5. キャリアコンサルティングの普及促進

企業(人事管理・人材育成)、労働力需給調整機関(職業マッチング)、学校(キャリア教育)などにおいて、キャリアコンサルティングの普及を進める。また、2016年4月に国家資格化されたキャリアコンサルタントについて、引き続き養成と周知に取り組む。さらに、2020年度に運営開始したキャリア形成サポートセンターにおいて、労働者等に対するキャリアコンサルティングの機会の提供とともに、企業に対するセルフ・キャリアドック(※)の導入を推進する。

(※)企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組、また、そのための企業内の「仕組み」。

1.6. 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【R2年度3次補正予算：13.8億円／R3年度当初予算：144.6億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

①働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援センター」を全国(47か所)に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。

②生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業の労働時間短縮や賃上げに向けて生産性向上に資する取組を行った中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成する。

③全国47都道府県において、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入、経営コンサルティングの実施などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者(事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場に限り)に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

第4節 地域資源の活用

1. JAPANブランド育成支援等事業【R3年度当初予算：8.0億円の内数】

中小企業者が海外展開やそれを見据えた全国展開、新たなインバウンド需要の獲得のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングによる新規販路開拓等に取り組むとき、経費の一部を補助する。また、民間支援事業者や地域の支援機関等が複数の中小企業者に対して行う海外展開やそれを見据えた全国展開、新たなインバウンド需要の獲得のための支援を行うとき、その経費の一部を補助する。特に、EC（電子商取引）やクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援する。

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【財政投融資】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。

3. 販路開拓コーディネート事業【財政投融資】

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手掛かりをつかむとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援する。

4. J-GoodTech【財政投融資】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。

5. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じる。

6. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。

7. 企業活力強化資金（流通・サービス業関連）【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。

8. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営に当たって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。

9. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。

10. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。

11. 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【R3年度当初予算：5.5億円】

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助する。

12. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づいて行われる不動産の取得等に対し、その不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を2分の1とする措置を講じる。

第5節 その他の地域活性化施策

1. 観光産業等生産性向上資金【財政投融资】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行う。

2. 地域経済を牽引する企業に対する集中的な支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性をいかして地域経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）に対して、引き続き、税制措置・金融措置・規制緩和・予算措置等による支援を行う。例えば、地域の成長発展の基盤強化に特に資する地域経済牽引事業に対する法人税等の税額控除・特別償却（地域未来投資促進税制）について、適用期限を2年間延長する（2022年度末まで）とともに、地域のサプライチェーンの強靱化に資する事業を新たに支援する。

また、地域経済の中心的な担い手となりうる「地域未来牽引企業」に対して、引き続き、予算措置等により販路開拓や設備投資等を集中的に支援する。

3. 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【R3年度当初予算：5.6億円】

地域・社会課題を地域で持続的に解決していくため、地域内外の中小企業等が地域内の関係主体と連携しつつ、課題解決と収益性との両立を目指す取組を支援する。また、買物弱者対策や高齢者見守りなどの地域・社会課題解決において、オーガナイザーの立ち上げに関する事業計画を策定する。

4. （再掲）ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【R3年度予算：7.0億円の内数】

5. 地方拠点強化税制【税制】

地方における雇用創出のため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）を東京23区から地方へ移転する場合や地方において拡充をする場合に、支援措置を講じる。具体的には、計画の認定

を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却(移転型事業の場合には、取得価額の25%)若しくは取得価額の4%の税額控除(移転型事業の場合には、取得価額の7%)の選択適用又はその地方拠点における雇用者数に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置等を引き続き講じる。

第6節 海外展開支援

1. 海外展開・事業再編資金【財政投融资】

日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開又は海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、若しくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するための融資に加え、中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例(クロスボーダーローン)による必要な融資を実施する。

2. (再掲) JAPANブランド育成支援等事業【R3年度当初予算：8.0億円の内数】

3. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業(中小企業・小規模事業者人材対策事業)【R3年度当初予算：10.5億円の内数】

中小企業の海外ビジネス担当者を対象に、海外の市場情報や制度情報の集め方、海外バイヤーとのコミュニケーション方法などの学習に加え、演習・グループワークをふんだんに織り交ぜ、海外ビジネス戦略の策定方法や、効果的な商談ツールの作成方法を指導する。さらに、海外駐在員や現地専門家による情報提供やアドバイスを実施し、最新の現地市場ニーズに基づいて戦略や商談ツールをブラッシュアップする機会を提供する。また、参加者と参加者の上長による事前評価と事後評価を行い、事業成果を測定・把握するとともに、参加者がプログラムへの参加報告を発表する場を設けて、他の中小企業の参考とする。

4. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【R3年度当初予算：41.5億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施。

①日本企業が海外進出先での事業活動を担う現地人材の育成のために実施する日本での受入研修、現地への専門家派遣等の取組への補助を行う。

②日本企業が高度外国人材の活用を進めることを通じて競争力を高める機会を提供するべく、日本企業による海外学生等を対象としたインターンシッププログラムを行う。

③中堅・中小企業が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行う。

5. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険(以下「NEXI」という。)が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じる。

6. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動(セミナー・相談会等)

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、NEXIの中小企業向けのホームページを刷新。日本政策金融公庫やJETRO等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等にNEXI

から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、分かりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、引き続き貿易保険の一層の理解と普及に努める。

7. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、2011年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。提携機関は年々拡大し、また、2016年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国111金融機関によるネットワークを構築（2021年2月現在）。引き続きネットワークの拡大を図る。

8. 民間損保企業との協業による海外投資保険の提供（NEXI 再保険スキーム）

中堅・中小企業の海外展開を支援するため、貿易保険法の施行令を2019年7月に改正し、NEXI が、民間損保企業から海外投資保険の再保険を引き受けることを可能とした。大手損保企業を中心に、同年8月以降、全国の損保代理店を通じ、海外投資保険を提供開始。協業先である民間損保企業とともに、本スキームに関する知名度向上のための更なる情報発信を行い、一層の利用拡大に努める。

9. 安全保障貿易管理の支援【R3年度当初予算18.2億円の内数】

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性を向上させるため、企業の大多数を占める中小企業を対象に輸出管理の知識普及・啓発及び管理体制構築を支援する。

- ・機微技術や貨物を保有する中小企業等を調査し、輸出管理体制の構築を促す。
- ・中小企業等を対象とした安全保障貿易管理に係る説明会及び相談会を開催し、専門家による輸出管理体制構築支援を行う。
- ・輸出管理の相談窓口を設置し、専門家による無料相談対応等を通じて、輸出管理体制の構築を促す。

10. 新輸出大国コンソーシアム【R3年度当初予算：252.9億円の内数】

JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野の専門家を確保し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的に支援する。

11. 越境EC等利活用促進事業【R3年度当初予算：252.9億円の内数】

世界のEC市場の急成長が予想される中、JETRO が海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、海外ECサイトにおける食品や日用品等の日本商品の販売支援の取組を実施する。また、JETROによる、BtoBオンライン展示会型ECへの出展支援を実施する。

12. 中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業【R3年度当初予算：2.7億円】

地域の中堅・中小企業の輸出を支援する民間事業者による新たなビジネスモデルについて、有望な事例を公募し、ECサイト構築費、プロモーション経費、商談会経費等について実証的に支援する。

13. 現地進出支援強化事業【R3年度当初予算：12.2億円】

情報提供、海外展示会やオンライン商談会等を通じた販路拡大支援、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）など、段階に応じた支援を提供し、支援のオンライン化を図りながら国内外でシームレスに実施する。また、中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーの実施等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る体制整備を支援する。

1 4. 中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業【R2 年度 3 次補正予算：32.9 億円】

日英 EPA の発効や RCEP 協定の署名を機に、今後拡大が見込まれる海外市場等への販路開拓を加速するため、以下の支援を行う。

- ・ EC を活用する中堅・中小企業の商品開発や海外主要 EC サイトに設置するジャパンモールへの出店支援
- ・ 新輸出大国コンソーシアムによる海外展開計画の策定・商談等の支援
- ・ JFOODO を通じた地域産品の海外販路開拓のための現地支援及び現地プロモーション支援
- ・ JETRO 海外事務所に配置されたアドバイザーによる、進出企業の拠点設置や操業等に係る相談対応
- ・ EPA 利活用促進のための情報提供・相談体制の強化
- ・ デジタル・グリーン等重要分野における日本企業と有望な海外スタートアップ企業等の連携・協業を支援するオープンイノベーション・プラットフォーム（J-Bridge）を開設
- ・ 英国の EU 離脱に伴う英国及び EU の制度等に関するセミナーや個別相談、サプライチェーンの見直し等の支援

1 5. JICA 海外協力隊（民間連携）（旧民間連携ボランティア制度）の活用及び帰国隊員とのマッチング【R3 年度当初予算：1,507 億円の内数】

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員を JICA 海外協力隊として途上国に派遣する民間連携の制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。また、帰国した JICA 海外協力隊の進路開拓支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材（協力隊員）の採用を希望する企業の情報を帰国隊員に国際キャリア総合情報サイト（Partner）を通じて提供することや、これら企業と帰国隊員とが直接対話できる交流会や帰国報告会等をオンラインで開催する。

1 6. 基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業【R3 年度当初予算：1,507 億円の内数】

中小企業等が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題の解決と企業の海外展開、ひいては各地の地域経済活性化も兼ねて実現することを目指すもの。

様々な事業ステージに対応する支援メニューとして、「基礎調査」、「案件化調査」及び「普及・実証・ビジネス化事業」を通じ、途上国の開発ニーズと中小企業の製品・技術のマッチングを支援する。

2020 年度後半に導入した、提案企業と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、途上国の課題を解決する SDGs ビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とする「地域金融機関連携案件」を継続して募集予定。

前年度同様、年度内に 2 回の公示を実施し、前年度と同規模の計 100 件程度の採択を予定。

1 7. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【R3年度当初予算：1,632億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業等の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業等の製品に対する認知度の向上等を図るもの。

第7節 販路開拓支援

1. 小規模事業者対策推進等事業【R3年度当初予算：53.2億円】

小規模事業者支援法第7条に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の経営分析や事業計画の策定、需要開拓等を支援する（伴走型小規模事業者支援推進事業）。また、全国商工会連合会、日本商工会議所が各地の商工会、商工会議所等と連携して行う地域産業の活性化や観光ルート開発など、地域の持続的発展に向けた取組を支援する（地域力活用新事業創出支援事業）。さらに、新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正による諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国の商工会・商工会議所等が窓口相談や専門家を派遣する（専門家派遣等事業）。

2. 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【R3年度当初予算：10.8億円】

ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を支援する。

3. 小規模事業者持続的発展支援事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

小規模事業者持続化補助金において、事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組を支援する。また、共同・協業販路開拓支援補助金において、地域経済を支える小規模事業者等が互いに足りない経営資源を補いながら商品やサービスを展開していく取組を支援する。

第4章 経営の下支え、事業環境の整備

第1節 取引条件の改善

1. 下請等中小企業の取引条件の改善【R3年度当初予算：9.8億円の内数】

サプライチェーン全体の取引環境改善を目的として策定された「未来志向型の取引慣行に向けて」を踏まえて、下請法関係法令の周知・徹底を図るとともに、産業界による下請取引適正化への取組をまとめた「自主行動計画」の着実な実行と取組業種の拡大を進めていくとともに、下請Gメンによる下請中小企業へのヒアリング調査などによる取引実態の把握に努めていく。

また、支払条件の更なる改善に向け、自主行動計画やガイドラインの策定といった各業界による自主的な取組を後押しし、手形通達改正を踏まえた見直しが行われるよう働きかけを行っていく。さらに、約束手形の利用をやめたい事業者の意向も鑑み、その利用の廃止に向けた環境を整備していくため、各産業界と金融界による自主行動計画の策定・改定を進めるとともに、その進捗状況をフォローアップしていく。

加えて、知的財産取引における企業間の共存共栄を推進していくため、ガイドラインや契約書のひな形の周知・普及、知財支援の体制強化、中小企業の気づきや知財経営を促す取組を実施する。

さらに、型取引の適正化推進のため、産官学からなる「型取引の適正化推進協議会」を主催し、各業界団体から型取引の適正化に向けた取組の報告を受けるとともに、成功事例を共有するなどし、より一層の取組推進を促していく。

2. 下請代金法の運用【R3年度当初予算：9.8億円の内数】

下請取引適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請法を執行する。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反に関する情報提供や申告等を受け付けて精査するなど、下請代金法の厳格な運用に努める。

3. 取引適正化に向けた取組の周知徹底【R3年度当初予算：9.8億円の内数】

全国48か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、セミナー等を行う。さらに、下請法違反行為等を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催する。

4. 下請事業者への配慮要請

経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で、関係事業者団体代表者に対し、下請代金法に基づく下請取引の適正化等について要請文を發出し、同法の周知徹底を図る。

5. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【R3年度当初予算：26.9億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は、2021年3月31日をもって失効したが、失効前に行われた転嫁拒否行為については、失効後も国による調査・指導・勧告の対象となる（附則第2条第2項）。公正取引委員会及び中小企業庁は、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も、引き続き、転嫁拒否行為に対する監視・調査・指導等を行う。

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置。あわせて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行う。

6. 大企業と中小企業の共存共栄関係の構築

感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないように取引適正化等を促進するために導入した「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表に向けた周知や働きかけを実施する。

第2節 官公需対策

1. 「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【R3年度当初予算：9.8億円の内数】

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、国等の中小企業者向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。また、同基本方針を周知徹底するため以下の取組を実施する。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、文書により基本方針の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。
- (2) 地方自治体に対し基本方針の周知徹底を図るため、説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を全都道府県で開催する。
- (3) 基本方針をはじめとした国の施策や調達に関する取組事例などの情報共有を行い、国と地方自治体との連携方策を協議するための会議（都道府県中小企業者調達推進協議会）を開催する。
- (4) 「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布する。

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需ポータルサイト」【R3年度当初予算：9.8億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する発注情報を入力しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。

第3節 資金繰り支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者等の資金繰りを支援する。

2. 資本金劣後ローンの推進【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達の円滑化を図るため、金融機関の資産査定上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

3. 信用補完制度を通じた資金繰り支援等

信用補完制度により、①取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠を措置し、②自然災害等の影響により経営の安定に支障が生じた中小企業に対しセーフティネット保証4号を措置。また、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象とした保証制度（東日本大震災復興緊急保証）を引き続き措置、③信用保証協会による複数の借入債務の一本化を通じて足下の返済負担の軽減を図る借換保証等を引き続き実施、④2020年に創設した事業承継特別保証や経営承継借換関連保証により、我が国中小企業の課題である事業承継を推進、⑤信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善や事業承継、生産性向上に取り組もうとする中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を引き続き実施する。

4. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者や、資金繰り管理・採算管理といったより早期の経営改善が必要な中小企業・

小規模事業者の経営改善を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士・公認会計士・地域金融機関等）が中小企業・小規模事業者に対して行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに要する費用の一部（2/3）を負担する。

5. 日本政策金融公庫による設備投資の推進等【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業やビジネスモデルの転換等、生産性向上を図るための設備投資について適用利率を引き下げること、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

6. 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

7. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行う。

8. （再掲）中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

9. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促す。

10. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融資】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度を拡充する。

第4節 経営改善支援、再生支援の強化

1. （再掲）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸し付ける。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行う。

第5節 小規模事業者の持続的発展支援

1. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【財政投融資】

2. （再掲）小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

3. 小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法第7条に基づき、商工会・商工会議所が関係市町村と共同して、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に資する支援計画を作成し、経済産業大臣が認定する。

4. (再掲) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【R3年度当初予算：10.8億円】

5. (再掲) 小規模事業者持続的発展支援事業【R1年度補正予算：3,600億円の内数】

第6節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済制度)【中小機構交付金の内数】

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度を引き続き行う。

2. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、本相談室において、経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等の支援を実施する。

3. ダumping輸入品による被害の救済【R3年度当初予算：1.1億円】

貿易救済措置のうちアンチダumping措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。2021年度も、国内産業からの申請を受け、国際ルール及び国内法令に基づき公正かつ適切に調査を進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。

第7節 財務基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【税制】

中小企業の年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から15%に引き下げる措置を講じる。令和3年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く)ができる措置を講じる。令和3年度税制改正において、対象業種の追加等を行った上で適用期限を2年延長することとされた。

3. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置を講じる(連結法人及び従業員500人超の法人を除く)。

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：10年間）の所得金額から控除することができる措置を講じる。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰り戻して法人税の還付を請求することができる措置を講じる。

5. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入又は②支出した接待飲食費の50%までの損金算入のいずれかを選択適用できる措置を講じる。

6. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。

第8節 人権啓発の推進

1. 人権教育・啓発活動支援事業【R3年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。

第9節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【R3年度当初予算：6.1億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会等を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行う。

2. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【R3年度当初予算：40.9億円／R2年度3次補正予算：9.8億円】

新型コロナウイルスによる影響も含めた中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置する。地域の支援機関では解決困難な課題に対して、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援する。

3. ローカルベンチマークの活用促進

ローカルベンチマークを活用した企業の事業性評価に基づく、経営改善や生産性向上に向けた取組を引き続き推進する。具体的には、中小企業・小規模事業者支援施策との効果的な連携を検討するほか、各支援機関などのローカルベンチマーク活用に関する取組をフォローアップする。

第5章 災害からの復旧・復興、強靱化

第1節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融资】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「東日本大震災復興特別貸付」を引き続き実施する。また、令和元年台風第19号等や令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において「令和元年台風第19号等特別貸付」及び「令和2年7月豪雨特別貸付」を引き続き実施する。

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融资】

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本政策金融公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施する。

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）に対して長期・無利子で融資を行う。

第2節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援

東日本大震災の被災各県における二重債務問題に対応するため、中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで2011年度に設置した総合相談窓口である「産業復興相談センター」が中心となり、「産業復興機構」が債権を買い取った事業者等の事業再生・金融支援を引き続き実施する。

2. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援の期間中に発生する利子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、2011年度に創設した。本施策については、2021年度も引き続き実施する。

3. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。こうした中、新型コ

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図る。

第3節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【R3年度当初予算：64.3億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が2分の1、県が4分の1の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が2分の1の補助

を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。

2. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小企業基盤整備機構と県が協力して、必要な資金の貸付けを行う。

3. 仮設工場・仮設店舗等整備事業【R3年度当初予算：9.9億円】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、(独)中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し被災市町村あて譲渡を行い、当該市町村が被災事業者に原則無償で区画を貸し出す仮設施設整備事業を実施する。また、2014年4月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の仮設施設有効活用等助成事業を実施しており、2021年以降は福島県原災避難12市町村に限定し助成事業を実施する。

4. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。

5. 中小企業等グループ補助金(なりわい再建支援事業)【R2年度予備費：31.1億円】

令和3年福島県沖地震により被害を受けた地域(岩手県、宮城県、福島県)において、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づいて事業者が行う施設復旧等にかかる費用に対して、主に国が2分の1、県が4分の1を補助する。

東日本大震災からの復興途上での災害であることから、特例として措置する。

第4節 防災・減災対策

1. 中小企業等経営強化法(事業継続力強化計画)

中小・小規模事業者が策定する災害等に対する防災・減災の取組をまとめた「事業継続力強化計画」を認定し、認定を受けた事業者に対して金融支援や税制措置など計画を実行するための支援措置を講じる。

2. 中小企業等強靱化対策事業【機構交付金の内数】

中小企業基盤整備機構の地域本部等に自然災害等の専門家を配置し、自然災害等に係る相談等にワンストップで対応する。中小企業に対し、自然災害に対する事前の取組を促進するため「事業継続力強化計画」等を普及啓発するためのシンポジウムやセミナー、計画策定を支援するための専門家派遣等を実施する。

3. 中小企業防災・減災投資促進税制【税制】

中小企業等経営強化法における「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者が、当該計画に記載された、自家発電設備や止水板等の防災・減災設備の取得等をし、事業の用に供した場合に、特別償却ができる措置。令和3年度税制改正において、対象資産の見直しを行うとともに、2023年4月1日以後に取得する設備の特別償却率の引下げを行うこととされた。

4. 社会環境対応施設整備基金（BCP 融資）【財政等融資】

中小企業による、災害発生時の事業継続の観点から防災に資する設備等の整備を支援するもので、中小企業が策定したBCP（事業継続計画）や、国から認定を受けた事業継続力強化計画に基づき、防災・減災に資する施設等の整備を行うために必要な整備資金及び長期運転資金の貸付を行う。

5. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめるため、BCP（事業継続計画）の策定を促進することを目的に「中小企業BCP策定運用指針」を作成し、公表している。

6. 小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

小規模事業者支援法第5条に基づき、商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し、都道府県知事が認定する。

第5節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

被災地域等の中小・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に設置した相談窓口において被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。

3. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【R3年度当初予算：0.7億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乘せする。

4. 原子力災害対応雇用支援事業

原子力災害被災 12 市町村及びその出張所等所在自治体において、民間企業・NPO等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会を創出した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

5. 放射線量測定指導・助言事業【R3 年度当初予算：0.3 億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力災害被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評被害を払拭する。

6. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【R3 年度当初予算：57.0 億円】

ロボット技術等の福島イノベーション・コースト構想の重点分野（*）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。

福島県浜通り地域等の自治体と連携して実用化開発を行う民間企業等に対し、重点的な支援を行うための新たな制度を創設する。

（*）廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野を言う。

7. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【156.4 億円（基金）】

福島県の原子力被災 12 市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助する。2021 年度からは、大熊町・双葉町等における事業再開等を促進するため、補助率・補助額を拡充する。

8. 輸送等手段の確保支援事業【R3 年度当初予算：0.9 億円】

福島県の原子力被災 12 市町村において、生活関連商品等の提供や移動サービスの提供に必要な輸送手段・移動手段、企業活動に必要となる製品等の共同輸送の支援を行う。

9. 人材確保支援事業【R3 年度当初予算：4.0 億円】

福島県の原子力被災 12 市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが被災事業者の人材ニーズをきめ細かく把握し適切な媒体を通じて求人情報を発信し、被災事業者等の人材確保支援を行う。

10. 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【R3 年度当初予算：5.2 億円】

事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、企業間取引拡大に向けたマッチング等による販売促進支援を行う。

11. 福島相双復興官民合同チーム専門家支援事業【97.0 億円（基金）】

官民合同チームが行う訪問・相談支援を通じて、原子力被災 12 市町村の被災事業者の事業・なりわいの再建、事業者の自立等を促進するため、被災事業者が直面する個々の事情に応じたきめ細かなコンサルティング支援を行う。

1 2. 地域の伝統・魅力等の発信支援事業【R3年度当初予算：1.9億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援及び有効な発信手段の選定、発信手段と親和性のあるコンテンツの制作、発信後の効果測定等の実施により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。

1 3. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【R3年度当初予算：215.1億円】

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた浜通り地域等において、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図り、自立・帰還を加速させる。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

第6章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 食材産業・6次産業化交付金【R3年度当初予算：18.9億円】

6次産業化の推進に向けて、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等の取組、加工・販売施設等の整備及び新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、マーケティング等を支援する。

(2) 地域食農連携プロジェクト（LFP）推進事業【R3年度当初予算：2.2億円】

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食と農に関する多様な関係者が参画した地域食農連携プロジェクト（LFP）を構築し、地域の関係者が自発的に企画・実行する持続的なビジネスの創出を支援する。

(3) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【638億円（融資枠）】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。

(4) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【R3年度当初予算：1.99億円の内数】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等とともに、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行う。

(5) 林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策のうち木材産業等競争力強化対策（うち木材加工流通施設等の整備）【R3年度当初予算：123.1億円の内数】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備を支援する。

(6) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金による乳業再編整備等への支援【R3年度当初予算：強い農業・担い手づくり総合支援交付金162.1億円の内数】

乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ることにより、中小乳業の経営体質の強化を推進し、酪農家の経営安定に資することを目的とする。中小乳業の製造コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増設・廃棄を支援する。

(7) 海外需要創出等支援対策事業【R3年度当初予算：29.2億円】

2030年5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を実施するため、戦略的な輸出拡大へのサポートや、輸出に取り組む優良事業者の表彰、日本食・食文化の魅力発信による日本産品の海外での需要拡大を支援する。

(8) 輸出環境整備推進事業【R3年度当初予算：16.9億円】

農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、農林水産物・食品輸出本部の下、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得・更新などの輸出に取り組む事業者による輸出環境課題の解決に向けた取組等を支援する。

(9) 地理的表示保護・活用総合推進事業【R3年度当初予算：1.3億円】

GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等のための活動を支援するとともに、国内及び相互保護対象国におけるGI侵害に対する監視強化の取組を支援。

(10) 水産加工業者向けワンストップ窓口の設置・運営

水産施策や中小企業施策等の各種支援策等が水産加工業者に適切に周知され、かつ有効に活用されるよう、関係道府県に設置したワンストップ窓口において水産加工業者の相談に適切に対応する。

(11) 水産バリューチェーン事業【R3年度当初予算：6億円】

生産・加工・流通・販売が連携してマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援するとともに、加工原料の安定供給を図る取組や加工・流通業者等が加工原料を新たな魚種に転換する取組、産地の水産加工業の中核的人材育成等の取組等を支援する。

(12) 日本政策金融公庫による各種融資【財政投融资】

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④食品の製造又は加工を営む者に対するHACCP導入等のための体制、施設、設備の整備等、⑤水産加工業の体質強化、⑥農業生産関連事業の事業再編等、⑦農林水産物及び食品の輸出促進のために、農林水産事業者及び食品産業事業者に対して融資を行う。

2. 研究開発等横断分野等における支援

「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業【R3年度当初予算：41.5億円】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、スマート農業技術やみどりの食料システム戦略の推進に資する技術等の研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施する。

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

改正物流総合効率化法により物流の省力化・効率化を図るため、引き続き輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備を促進していく。また、省エネ型自然冷媒機器や自立型ゼロエネルギー倉庫モデルの導入を支援するとともに、更なる環境負荷低減に向けた検討等を行う。

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融资】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。

3. 中小造船業・船用工業対策

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組む。

(2) 海事産業強化法案に基づく、造船事業者の生産性向上や事業再編等に係る計画の認定制度の創設、所用の要件を満たした造船所に対する財政投融资を活用したツーステップローンの新設、共有建造制度の拡充等の措置に取り組む。【財政投融资】

(3) 造船業・船用工業全体の生産性向上を図るため、サプライチェーン全体における造船プロセスの最適化に資する実証事業に取り組む。【R3年度当初予算：2.4億円、R2年度3次補製予算：1.2億円】

(4) 中小企業等経営強化法に基づき、中小造船業・船用工業の生産性向上を図るため、国土交通省が定めた「船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針」に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画の認定を行い、税制措置等により設備投資等を促進する。【税制】

(5) 産学官で構成される地方協議会において、工業高校における造船教育の実施を後押しする取組とともに、造船工学教材等の既存のリソースを活用し、造船人材のキャリアアップ等を図るための取組を検討する。加えて、外国人造船就労者受入事業の適正な運営を図るとともに、特定技能制度について、適切な制度運用に努めていく。【R3年度当初予算：0.9億円の内数】

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業の生産性向上・持続性確保支援事業【R3年度当初予算：0.1億円】

建設産業の大宗を占める中小中堅企業では、経営者の高齢化に伴う持続性の確保や投資余力や人材に限られる中での生産性向上が課題である。本事業では、新型コロナウイルス感染症を契機とした非接触化や省人化といった新技術導入による生産性向上策や、特に第三者承継による施工体制確保や事業拡大を通じて、地域建設産業における生産性向上と持続性確保、DXを図るために、ICT活用や事業承継に係る現状や課題の把握、モデル支援の実施、専門家によるコンサルティングのほか、セミナーや事例集を通じたノウハウの横展開と普及啓発を実施する。

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者(事業協同組合等)から工事の出来高に応じて融資を受けることを可能とする「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。なお、本制度では、融資事業者が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行っている。

3. 建設業の海外展開支援【R3年度当初予算：1.1億円の内数】

独自の技術を有する我が国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、国内セミナーの開催や新興国への訪問団派遣、海外合同就職説明会の開催等を通じて、技術の売り込みや現地関係者とのコネクション構築等を支援する。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた工事中断等に伴い、工期の延長等による追加費用が発生し、その負担等について発注者等との交渉が難航している企業もあることから、こうした契約上のトラブルの解決を支援するため、法律相談を無料で受けられる環境を整備する。

4. 中小不動産事業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。

5. 地域型住宅グリーン化事業【R3年度当初予算：140億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備及び省エネ改修に対して支援を行う。

6. 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業【R3年度当初予算：5億円の内数】

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅や都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者の確保・育成の取組等に対する支援を行う。

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【R3年度当初予算：11.7億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。また、委託事業として、生活衛生関係営業者が生産性向上に向けた取組を確実に行っていけるよう、生産性向上ガイドライン・マニュアルを用いた個別相談等を実施し、その結果を生産性向上ガイドライン・マニュアルに反映させる事業を実施する。

2. 生活衛生関係営業者に関する貸付【R3年度当初予算：36.5億円】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において融資を行う。2021年度においては、生活衛生関係営業者の円

滑な創業を支援するため、創業者向け融資制度を拡充し、引き続き生活衛生関係営業者の資金需要に適切に対応する。

第7章 その他の中小企業施策

第1節 環境・エネルギー対策

1. 国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の実施委託費【R3年度当初予算：3.8億円の内数】

J-クレジット制度は、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、当該クレジットは、大企業等の低炭素社会実行計画の目標達成や、カーボン・オフセット等に活用される。

本事業では、制度事務局を運営するとともに、J-クレジット制度を利用した温室効果ガスの排出削減活動を実施する中小企業等に対し、プロジェクト登録やクレジット認証に係る支援等を実施する。

また、本事業では、カーボン・オフセットを促すとともに、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進する。

本事業により、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで経済と環境の好循環の実現を図る。

2. 環境・エネルギー対策資金(公害防止対策関連)【財政投融资】

中小・小規模企業の公害防止対策を促進するため、日本政策金融公庫による融資を引き続き実施する。

3. 公害防止税制【税制】

中小・小規模企業等の公害防止対策に対する取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。

4. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金【R3年度当初予算：325.0億円】

工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や、高い省エネポテンシャルを有し、今後市場への普及が見込まれる先進的な省エネ設備の導入を支援する。

5. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金【R3年度当初予算：12.3億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の導入等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行う。

6. 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金【R3年度当初予算：8.2億円】

エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業を通じて、中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断を実施し、AIやIoT等を活用した運用改善や再エネ導入等の提案や、診断事例の横展開、関連セミナーへの講師派遣を行う。

また、地域のエネルギー利用最適化取組支援事業を通じて、省エネや再エネ導入に関する相談拠点となるプラットフォームを地域ごとに構築するとともに、相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開する。

7. 環境・エネルギー対策資金(非化石エネルギー関連)【財政投融資】

中小企業による再生可能エネルギーの利用を促進するため、引き続き、株式会社日本政策金融公庫による融資を実施する。

8. 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業【R3年度当初予算：46.5億円】

製造工場等の熱プロセスにおいて、一定水準以上の性能を有する高効率なヒートポンプを導入することにより革新的なプロセス改善を行うことで、エネルギー消費効率の改善を見込む事業を支援する。

9. 地域脱炭素投資促進ファンド事業【R3年度当初予算：48億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の脱炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域脱炭素投資促進ファンド」からの出資を行う。

10. ESGリース促進事業【R3年度当初予算：14億円】

多額の初期投資費用(頭金)の負担が困難な中小企業等が設備投資を行う際、頭金を必要としないリースという金融手法の活用が有効であるところ、本事業によってリース料総額の一部を補助することで脱炭素機器の導入を促進する。加えて、リース会社自身のESGの取組拡大及びサプライチェーン全体での面的な脱炭素化の取組促進を図る。

11. エコアクション21【R3年度当初予算：0.1億円】

環境経営を切り口とした企業価値向上を図る中小事業者、サプライチェーンの再構築を図る大手企業などに向け、バリューチェーンで、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの普及をはかる取組等を行う。

第2節 知的財産活動の促進

1. 中小企業向けの特許料等の軽減

全ての中小企業を対象に、審査請求料、特許料(第1年分～第10年分)、国際出願に係る手数料(調査手数料、送付手数料、予備審査手数料)を1/2に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の1/2に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。また、中小ベンチャー企業・小規模企業に対しては、審査請求料、特許料(第1年分から第10年分)、国際出願に係る手数料(調査手数料、送付手数料、予備審査手数料)を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。

2. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。また、外国特許庁にも出願している特許出願や、ベンチャー企業の特許出願について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1か月以内に1次審査結果を通知できる(「スーパー早期審査」)運用を引き続き実施する。意

匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審理を受けられるよう早期審査・早期審理を実施する。

3. 出張面接・オンライン面接【R3年度当初予算：0.5億円】

特許・意匠について、中小・ベンチャー企業等への支援を目的として、全国各地の面接会場において審査官・審判官が出張面接を実施するとともに、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるオンライン面接を実施する。また、INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においても、審査官・審判官による出張面接、オンライン面接を実施する。

4. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施する。①2020年度に引き続き、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、特許・実用新案・意匠・商標の公報や審査経過情報を検索・照会できるサービスを提供する。加えて2021年度には、特許公報等の発行が迅速化されることに対応して、これらの公報を発行後速やかにJ-PlatPat上で検索・閲覧できるようにするための改良も実施する。②2020年度に引き続き、「外国特許情報サービス（FOPISE）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供する。

5. 特許戦略ポータルサイト【R2年度当初予算：0.1億円】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトにおいて、申込みのあった出願人に対し、直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。

6. 知的財産権制度に関する普及【INPIT交付金の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向け説明会、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会、[3]最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会に係る動画コンテンツのオンライン配信を行う。

7. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供(知財総合支援窓口)【INPIT交付金の内数】

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置している。

知財総合支援窓口では、支援担当者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、弁理士や弁護士、デザイナー、中小企業診断士などの専門家と協働して、知的財産の側面から効率的・網羅的に解決を図るほか、職務発明・営業秘密などの知財管理や、地理的表示保護制度（GI）等の農業分野の知財、知財・標準化戦略等の様々な経営相談にも、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、対応している。2021年度も引き続き、「第2次地域知財活性化行動計画（2020.7.15）」で設定された目標を踏まえて相談等に対応するとともに、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関との連携を推進する。

8. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備（「営業秘密・知財戦略相談窓口」）【INPIT 交付金の内数】

「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知財総合支援窓口とも連携し、主に中小企業を対象として、企業の持つ技術の特許として権利化するか営業秘密として秘匿化するかオープン・クローズ戦略や、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理等に関する相談に専門家が対応しており、引き続き継続していく。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについては、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等との連携等を行っていく。加えて、e ラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動を引き続き実施し、本相談窓口の周知を通じて中小企業による活用を促進していく。

9. 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業【R3 年度当初予算：1.1 億円】

中小企業の知財を活用した経営を支援するため、知財を切り口とした事業性評価を行う金融機関に対し、中小企業の知的財産を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」の提供や、経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス提案書」の作成の支援等、知財に着目した融資や経営支援につなげる取組を行う。

10. 中小企業知的財産支援事業【R3 年度当初予算：0.9 億円】

産業支援機関等による先導的・先進的な知財支援の取組を地域に定着させることを通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進するため、当該取組に対し、経済産業局等を通じて必要な経費の補助を行う。

11. 新興国等知財情報データベース【INPIT 交付金の内数】

工業所有権情報・研修館（INPIT）が運用するウェブサイト上で、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、新興国等における出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。

12. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【INPIT 交付金の内数】

海外における事業展開を知的財産リスクマネジメント及び知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対し、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を工業所有権情報・研修館（INPIT）から派遣する。

13. 日本発知的財産活用ビジネス化支援事業【R3 年度当初予算：1.0 億円】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、JETRO を通じて以下の取組を行う。

①国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援やビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等にわたる包括的支援。②海外見本市への出展支援及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。③採択された企業・団体が持つ技術やブランド等を活かした商品等を海外展開するためのプロモーション活動の支援を実施。④現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

14. 中小企業等外国出願支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【R3 年度当初予算：6.0 億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、JETRO や都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。

1 5. 戦略的知財活用型中小企業海外展開支援事業費補助金【R3 年度当初予算：0.7 億円】

中小企業の知財を活用した海外展開を戦略的に支援するため、中小企業基盤整備機構を通じて、専門家が海外知財戦略の策定や課題解決に係るコンサルティングを行う。また、特許協力条約に基づく国際出願・国内移行等の費用について、一部を助成する。

1 6. 中小企業等海外侵害対策支援事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【R3 年度当初予算：6.0 億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、JETRO を通じて、模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助する。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行う。

1 7. 海外知財訴訟保険事業（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金）【R3 年度当初予算：6.0 億円の内数】

中小企業等が海外において知財訴訟に巻き込まれた際の対抗措置をとることができるようにするため、中小企業等を会員とした全国規模の団体を運営主体として、知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険制度を引き続き実施する。中小企業等を会員とする全国規模の団体に補助金を交付し、海外知財訴訟費用保険の掛金の 1/2（継続して 2 年目以降も本補助金の対象となる場合は 1/3）を補助し掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進する。

1 8. 中小企業等アウトリーチ事業（営業秘密漏えい対策）【R3 年度当初予算：18.2 億円の内数】

中小企業の海外での意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系企業を主なターゲットにすえて、現地専門家によるハンズオン支援（研修の実施、管理状況・労働契約書の改善案の作成、フォローアップ等）と情報提供活動（営業秘密の管理・保護に向けたマニュアルの作成・啓発）を引き続き実施し、営業秘密の管理体制の構築を支援する。

第3節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

中堅・中小企業等による標準の戦略的活用に向け、引き続き支援を行っていく。

第4節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付するほか、「ミラサポ plus」を通じた情報発信等により、広く普及・広報を実施する。

（1）冊子等の発行

中小企業施策を利用する際の手引書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議

所等)、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布する。

(2) インターネットを活用した広報

①ホームページによる広報：中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。

②メールマガジン：中小企業支援機関等と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート、イベント等の情報をメールマガジン登録者に毎週配信する。

(3) ミラサポ plus

ミラサポ plus を通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例等を分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。

2. 中小企業白書・小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第 11 条の規定に基づく年次報告等(2021 年版中小企業白書)を作成する。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業振興基本法第 12 条の規定に基づく年次報告等(2021 年版小規模企業白書)を作成する。

3. 中小企業実態基本調査の実施

中小企業の売上高、従業員数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第 10 条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向について、四半期ごとに独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。